

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 5 月 28 日現在

機関番号：13301

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K16928

研究課題名(和文)人格権の「存否」・「帰属」及び「侵害」の準拠法の探求とその適用関係の分析

研究課題名(英文) Analysis on laws applicable to existence, ownership and infringement of personality rights

研究代表者

羽賀 由利子 (HAGA, Yuriko)

金沢大学・法学系・准教授

研究者番号：90709271

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,700,000円

研究成果の概要(和文)：人格権の準拠法について、実質法上の理解も参照しながら、処分可能性を中心とする権利自体の問題と侵害問題それぞれについて検討した。人格権の性質に鑑みれば、権利自体の準拠法は一義的には属人法となると考えられる(ただし、属人法それ自体の決定方法についてはさらなる検討の余地が残る)。侵害問題は、従来は妥当していた伝統的議論が、インターネットなど新たな技術・状況の出現により妥当しない場面が多くみられるようになっている。その対応のための方策として、外国法との比較を通じ、態様により侵害を分類し適用条項を区別するという現行法の解釈の可能性を指摘した。

研究成果の概要(英文)：This study aims to analyze the law applicable to personality rights, specifically the question of the disposability and of infringement, standing also on the analysis of the personality rights at substantial law level. The lex personalis should be applied to the questions of the right itself, ownership, disposability and so forth. The traditional theory for the question of the infringement shows however its limits because of the change of society and the appearance and development of new technologies such as internet. The connecting factor of the habitual residence, which the actual provision applies is not always the most closest. To deal with this situation, this study has tackled with the comparative analysis of foreign legislation and shown the possibility of the interpretation of the actual provision to distinct the cases according to the type of infringement.

研究分野：国際私法

キーワード：人格権 準拠法

1. 研究開始当初の背景

現代社会では、様々な態様によって、人の人格にかかる権利(「人格権」)が問題となる。さらに、ボーダレス社会の発展に伴い、これらの問題が国際的な色彩を帯びて生じることも珍しくない。

ところが、従来の国際私法学は、氏名権、名誉権、プライバシー権等の個々の人格権の「侵害」の準拠法のみを断片的に検討してきたのみである。しかし、ある権利をめぐって生じる問題は「侵害」に限られない。問題となる権利が実際に存在するか(「権利の存否」)、その権利を誰が有するのか(「権利の帰属」)が問われ、そして、権利の存在とその権利者が確定して初めて、「権利の侵害」の問題が論じられるべきである。換言すれば、権利の「存否」と「帰属」の問題は「侵害」問題の前提となるが、従来の議論はこれを等閑視してきた。それゆえ、人格権に関する涉外問題を解決できないのではないかという危惧があった。

2. 研究の目的

そこで、本研究は、国際私法学における人格権の議論の欠缺を補完し、体系的な理論を構築することを最終的な目的に据えた上で、第一に、断片的・散発的であった「侵害」の準拠法に関する議論を再編することから着手することとした。その上で、現在の既存の議論においては空隙のまま残されている人格権の「存否」及び「帰属」の準拠法について検討し、その妥当な決定方法を呈示するための分析に取り組むこととした。その上で、それぞれの準拠法の間が生じ得る矛盾(「適応問題」)に留意しつつ、人格権一般に関する準拠法理論を構築することを目的とした。

3. 研究の方法

(i) 人格権の「侵害」の準拠法に関する従来の議論の再検討

本研究は、第一に、人格権の侵害に関してなされてきた既存の議論が、新たな人格権の侵害の問題を解決し得るかという問題の検討に取り組んだ。我が国の国際私法規則である法の適用に関する通則法は、人格権の中でも名誉権の侵害(名誉毀損)についてのみ明文の規定を有するのみであり(19条)その他の人格権の侵害については明文では解決策を提示していない。

そこで、本条が氏名権やプライバシー権等、その他の人格権の侵害にも適用され得るかについて、立法過程における議論、裁判例及び学説を整理し、本条の射程を検討することとした。適用され得るならばその解釈、適用され得ないのであればあるべき準拠法の選択方法を提示する。

(ii) 人格権の「存否」と「帰属」の準拠法に関する理論の構築

同時に、これまで等閑に付されてきた人格権それ自体の存否の準拠法の選択方法の検

討に取り組んだ。

従来、人格権の存否及び帰属の問題は属人法(我が国の通説的見解によれば、当事者の本国法)によることが当然とされてきた。これは、国際私法の理念の一つである「最密接関係性」に立脚した上で、人に関する権利である人格権はその「人」に最も密接に関係するから、その人を基準に定まる法(属人法)によるべきである、ということを理由とした。その上で、属人法とは当該人の国籍所属国(本国)の法である、ということが国際私法学では暗黙の前提とされるため、従来「人格権の準拠法=本国法」とする等式が成立しているのである。

ここで、人格権の存否・帰属を定める法を当該人を基準として選択するとして、そもそも人に最も密接に関係する地がその人の国籍所属国であるかどうか、通説的見解に対する批判的検討に取り組んだ。

4. 研究成果

人は自身の人格にかかる権利を享有する。この権利は人格権と総称されるものの、そこには氏名、名誉、プライバシー、肖像など様々な利益についての権利が含まれる。そして、人格権に関する考え方は各国それぞれで相違が見られる。それゆえ、これらの権利が国際的な要素を含んで問題となった時、いずれの国の法が当該事案に適用されるか(準拠法)を決定することは、問題解決に際してきわめて重要な事項となる。

(1) 侵害の準拠法について

我が国では、人格権の一類型である名誉権の侵害の準拠法決定則については、明文の規定がある(通則法19条)。しかし、その他の人格権の侵害については明文の定めはない。そこで、氏名権やプライバシー権等のその他の人格権が侵害された場合にも、同条が適用され得るかについて議論がある。

実質法における人格権の概念も踏まえて、権利の内容から考えると、19条の言う「名誉又は信用」にすべての人格権が包含されると理解することは難しい。もちろん、国際私法における概念は実質法上のそれと常に同一であるわけではなく、多くの場合は(他国における類似の概念をも包含するために)より広く理解されると考えられる。しかしながら、同条の文言及び立法趣旨に鑑みれば、19条はあくまでもすでに外縁が確定した名誉・信用毀損のみを対象とするものであると理解することが妥当である。

これによれば、名誉・信用以外の人格権が侵害された場合には、19条ではなく、不法行為の一般則である17条により準拠法が指定されることになる。しかしながら、この場合、特に拡散型不法行為においては、準拠法が複数となり、煩雑である。さらに、インターネットを通じたプライバシー侵害が典型的に示すように、ユビキタスな侵害では理論上ほとんどの国が結果発生地と理解されるこ

となり、事案の解決が極めて困難となる。

そこで、17条で定められる一般則から外れて19条の特則によるべき事案について改めて考えると、侵害が拡散的であるか否かが意識されていることが、草案段階の議論からも看取される。ここから、19条が対象とする「名誉・信用」が他の人格権を包含するかという厭離の内容からの視点ではなく、権利侵害の態様から事案を分類することが可能であると考えられる。すなわち、17条は基本的には単純侵害を、19条は拡散型侵害を対象とする条文であると理解するのである。比較法的に見ても、特に人格権の侵害については、侵害が一つの地で生じるか、それとも複数国で生じるか（ここでは、特にメディアによる名誉毀損・プライバシー侵害が意識される）で区別する見解が多い（例えば、欧州のローマII規則改正提案）。

これらを踏まえ、現行法については、人格にかかる権利について、単純侵害であれば17条により、拡散型侵害であれば19条により準拠法を定めるという解釈が可能なのだろうか。我が国でも、下級審レベルではあるが、裁判例における判断もかような区別をしているように思われる（例えば、東京地判平成28年11月30日）。

しかしながら、文言として、「名誉・信用」にプライバシーや氏名・肖像等のその他の人格権を含むことは難しいと思われる。そこで、立法論としては、条文をより明確にし、条文の適用範囲を明らかにすることが必要であると考えられる。このことは、当事者の予測可能性及び事案の解決に関する安定性にも資するものと思われる。

（2）権利の帰属・処分可能性について

上述の通り、侵害準拠法の決定方法については、ある程度の議論の蓄積があり、その報告制を示すことができる。しかし、侵害の前提となるべき、侵害されたとされる権利自体の存否（またはその放棄）については、国際私法分野でも議論が成熟していない。

そもそも国際私法分野においては、人格権は属人法（*lex personalis*）によるという件が絶対的通説である。属人法をいかにとらえるかについても各国で見解が分かるところではあるが、我が国の国際私法は、これを本国法（*national law*）と理解する。

さて、すでに述べた見解に従えば、人格権の侵害が生じた時、その準拠法は侵害の結果発生地法（17条）ないし被害者の常居所地法（19条）である。ここで、被害者の国籍所属国以外の地で侵害の結果が発生する、あるいはその地に被害者が常居所を有する、といった場合には、問題が複雑になるおそれがある。というのは、侵害準拠法によれば侵害が認定されるにもかかわらず、本国法によれば権利がすでに放棄されている（つまり、すでに存在しないはずの権利の侵害が認定される）、という状況（いわゆる「適応問題」）が生じる可能性が否定できないのである。

従来の議論では、人格権に関するかような適応問題は、理論的には概念できるとしても、現実には問題とはならないとされてきた。なぜなら、伝統的に人格権の内容は各国でほぼ共通していた上に、侵害を離れて人格権の存否それ自体を単独で論じることはあり得ないと考えられてきたためである。

ところが、今日の社会では、人格権の放棄ないし不行使に関する同意が事前に求められるといった状況が見られる。ソーシャル・ネットワーキング・サービスやスマートフォンのゲームアプリの利用規約において、肖像やプライバシー（の一部）といった人格権についての同意がその例として指摘できる。このような状況に鑑みて、人格権の存否や放棄の準拠法は決して理論上の問題ではなく、改めて考慮する必要があると考えられる。

ここで、権利の「侵害」と「帰属」あるいは「処分可能性」についての問題局面を既に意識している著作や人格権に関する知見が参考になるものと思われる。なぜならば、著作人格権の侵害に関しては、一般の人格権と同様に、単純侵害・拡散型侵害を意識した議論がすでになされており、かつ、著作権という技術的な権利であるゆえか、権利自体の問題についてもすでに議論が蓄積しているからである。

著作人格権について、その放棄あるいは不行使特約（これを「処分」と総称する）が容認されるかという問題はいずれの国の法によるべきか。

第一に、このような処分は多くの場合には契約によってなされることから、契約と法的決定する可能性が考えられる。

しかし、契約準拠法への送致は妥当ではない。そもそも著作人格権それ自体が処分可能であるかという問題は、契約の対象となるべき権利自体の問題であり、契約問題の前提である。その問題を契約準拠法によらしめることは、論理的整合性を欠く。加えて、契約準拠法はほとんどの法制において当事者自治の原則に委ねられる。この時、当事者の恣意によって準拠法選択が左右されるおそれは否定できない。著作人格権はそもそもがより強い立場の相手方に対抗すべき「著作者に残された最後の手段」としての役割を有しており、また、実際に、契約当事者の力関係が常に対等とは限らない。これらを踏まえれば、契約準拠法による規律は妥当ではない。

契約準拠法によらないとして、処分可能性の問題を国際私法上独立の単位法律関係ととらえるべきかという問題もある。この点は、権利の帰属の問題と処分可能性の問題とは密接に関係することから、同じ法によって規律されるべきである。著作財産権の譲渡後にも著作者に残される異議申立手段としての著作人格権の性質を考慮すれば、権利が誰に属するかという問題と、その権利が処分可能かという問題は同じ法により規律されるべきである。

その上で、この問題をいずれの地に連結するかについては二説が対立する。複数国の法の適用を導く保護国法説と、単一法を適用する本源国法説である。

前者の保護国は、著作物の利用行為地と理解される。この説に立つと、取引相手方や著作物の利用者は自身が当該著作物を利用する地の法を適用すれば足りるから、彼らの予測可能性という点で好ましい。

これに対して、後者の本源国は著作物の第一公表地である。この時、準拠法は常に一つの法に固定されるため、法的安定性や複数国における利用を想定した一括処分の場合の効率性を考慮すれば、本源国法の方が簡明である。

この知見を一般の人格権に当てはめると、権利の帰属や処分可能性といった問題には権利それ自体の準拠法が適用されるべきと考えられる。そうであるならば、属人法たる本国法が適用されることになる。しかし、このように考えると、すでに指摘した適応問題は解決され得ない。しかし、適応問題を避けるために権利自体の問題と侵害問題を同一の問題と性質決定することも、他の問題を生じせしめる。これらを同一の問題とすれば、確かに適応問題は生じないが、侵害問題について属人法を適用することは最密接関係性の観点から妥当ではないし、人格権それ自体について侵害準拠法を適用すると、恣意的な準拠法指定の危惧を回避できない。

人格権それ自体の準拠法に関しては、比較法的に見ても、未だ議論が成熟していないのが現状である。そのため、今後も継続的な分析に取り組む必要がある。加えて、人の移動が珍しくない今日においては、人格権自体の準拠法として属人法たる本国法への送致が妥当かという問題といった、従来は所与の前提とされてきた問題についても、再検討が必要とされる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

1. 羽賀由利子「著作者人格権の処分可能性の準拠法について」金沢法学 60 巻 1 号 (2017) 147-182 頁
2. 羽賀由利子「人格権の準拠法に関する若干の思案」金沢法学 59 巻 2 号 (2017) 157-193 頁
3. 羽賀由利子・橋本阿友子「著作者人格権の処分についての序論的検討」金沢法学 59 巻 1 号 (2016) 95-145 頁

〔学会発表〕(計8件)

1. 羽賀由利子「涉外的プライバシー侵害の国際裁判管轄と準拠法：東京地判平成 28 年 11 月 30 日から」第 5 回北陸国際関係私法研究会、2018 年 1 月 19 日、金沢大学、金沢 (日本)
2. 羽賀由利子「プライバシー侵害と国際私法」国際法学会第 120 回年次大会、2017

年 9 月 5 日、朱鷺メッセ新潟コンベンションセンター、新潟 (日本)

3. 羽賀由利子「プライバシー侵害の準拠法についての一考察」第 4 回北陸国際関係私法研究会、2017 年 7 月 14 日、金沢大学、金沢 (日本)
4. Yuriko HAGA, International Issues on Contract on Authors' Rights: Focusing on Moral Interests, 5th Asia Pacific IP Forum: Challenges and Opportunities for IP Protection, 19th March 2017, Kanazawa University, Kanazawa (Japan)
5. 羽賀由利子「プライバシーの準拠法をめぐる諸問題についての考察」第 2 回北陸国際関係私法研究会、2016 年 11 月 18 日、金沢大学、金沢 (日本)
6. Yuriko HAGA, Reconsideration of the *Lex Personalis* toward New Phenomena on Personality Rights, Journal of Private International Law 10th anniversary conference, 3rd September 2015, Cambridge University, Cambridge (United Kingdom)
7. 羽賀由利子「国際私法における人格権をめぐる法性決定」香川大学法学部講演会「性質決定研究の現在」2015 年 08 月 27 日、香川大学、高松 (日本)
8. Yuriko HAGA, Is Privacy Mandatory?: Reactions of Private International Law to New Phenomena, 12th ASLI annual conference "Law 2.0", 22nd May 2015, National Taiwan University, Taipei (TAIWAN/PRC)

〔図書〕

該当なし

〔産業財産権〕

該当なし

〔その他〕

該当なし

6. 研究組織

- (1) 研究代表者
羽賀 由利子 (HAGA, Yuriko)
金沢大学・法学系・准教授
研究者番号：90709271
- (2) 研究分担者
該当なし
- (3) 連携研究者
該当なし
- (4) 研究協力者
該当なし